

遺跡情報と遺跡データベース

はじめに 遺跡に関する情報を必要とするのは、考古学関係者のみではない。ほかの分野の研究者や一般の人々も遺跡について、時にはかなり詳細なデータを欲することがある。しかし、全国規模といった広域を対象として汎用の遺跡データベースを作成するためにはいろいろと検討しなくてはならない課題がある。

奈良文化財研究所は遺跡データベースの実質的な構築を1996年度に開始し、現在も整備を続け、成果をインターネットホームページを通じて公開している。この作業の中で明らかになってきた問題点を以下に述べる。

遺跡名 遺跡名は、遺跡を同定する際の基本的な情報である。それだけに命名は、調査機関あるいは自治体ごとに明快で論理的な規則にのっとって行うことが望まれる。どのような遺跡名でも命名にはそれぞれの理由があるとは考えられるが、地名からの命名を基本として遺跡名をつけていただきたい。〇〇公民館横遺跡といった、現在の施設に依存した名称は、現地に行く時にはわかりやすいかもしれないが、遺跡の名称としてはよくないと考える。

同一市町村内においては、同じ名称の遺跡が複数あることは好ましくない。そういった例は多くはないものの、市町村の合併が進むと新たに発生する可能性が高い。その場合には何らかの規則に従った遺跡名の変更が望ましい。

遺跡ID データベースで処理する立場からは、ひとつひとつの遺跡にユニークな値、すなわち同番号は存在せず、ひとつの遺跡にはひとつしか番号がないといったID番号が付与されているのが最もよい。遺跡台帳の遺跡番号がその役目をはたせばよいのだが、遺跡地図を出版するたびに番号を振り直す機関もあるように、混乱しているのが現状である。同じ遺跡と判断する限りにおいて変更しない番号でなければID番号にはならない。単なる通し番号という認識では困る。

遺跡名の変更 遺跡名変更は頻発している。新しい遺跡名がつく場合、混乱を招くことがある。古墳の何号墳という数が変更になる場合では変更後の号数が以前から存在しているものと重複していると、新規の名称と旧称が

まったく同じでありながら、別の古墳を指していることになり問題が多い。どの文献を根拠としている名称なのかをいちいち明示しなくてはならなくなる。場合によっては、新旧の対応が不明となって難しい。

遺跡データベースにおいては名称変更を示すようにしているが、遺跡範囲の変更と連動していることも多く個々の遺跡の認識履歴を完全に明らかにするのは困難である。調査機関側で詳細な履歴の保存と公開が必要である。**遺跡位置・範囲** 遺跡の位置の定義や範囲の認定は、調査機関によってその基準が異なり、基準自体明示されていることは少ない。統一を図るのは困難であるが、定義や基準の公開は必要であろう。

遺跡位置・範囲の変更 分布調査、試掘調査、発掘調査によって、遺跡についてより詳しいことがわかり、遺跡の範囲も変更となるのは当然の成り行きである。これらの変更が個々の報告書にのみ記載されると、全体的な履歴を追うには著しい困難を伴う。現行の遺跡データベースでは、遺跡位置や範囲の履歴を地図上で持っているわけではなく、何らかの仕組みが必要かもしれない。

位置と名称 遺跡の位置をもとに考えると、位置そのものが遺跡のIDであるとすることもできる。遺跡のデータのひとつとして位置参照の情報を持つのではなく、位置に付加される属性のひとつとして遺跡情報を持つ。この方法によれば、座標系の変更や地殻変動がない限り、絶対位置参照で遺跡の同定には問題は生じないはずである。ただ、遺跡データベースとしてうまく利用できるやり方が構築できるのかどうかは十分に検討しなければならない。

発掘調査報告書抄録 発掘調査報告書抄録は、遺跡データベースにとっても重要な情報源である。抄録を添付する報告書が増え、記述が適切であることが求められる。現在、報告書に抄録が付く割合は8割程度まで達しており、調査機関の努力が感じられる。ただ、記述の仕方にはずいぶん差異がある。

遺跡概要の記述 全国埋蔵文化財法人連絡協議会と奈良文化財研究所によって構築が進められている抄録データベースでは、遺跡の「種別」「時代」「主な遺構」「主な遺物」というひと続きの記述が、遺跡概要の単位となる。抄録を記述する時から、種別や時代が大きく異なるものは分けて記載するという配慮が必要である。表記は明確

でなくてはならないが、煩雑になってもデータ作成の手間が増えるので、注意が必要である。遺構や遺物の記述をどのように行えばわかりやすいかは、研究の余地が多い分野である。

遺跡情報と調査情報 抄録は多くの場合、発掘調査をひとつの単位として記述されている。また調査機関においては、個々の発掘調査が仕事の単位となるのが自然である。こうなると、調査が繰り返される遺跡については、調査ごとの情報が集積し、調査が行われない遺跡については、ごく限られた情報しかないということになる。

遺跡ごとに情報をまとめるという観点からは、多数の調査があろうともその内容を吟味して、簡潔に記載しなくてはならない。かといって個々の調査についてもその詳細を参照したいことは多い。データベース構築に関わる課題ではあるが、個々の遺跡情報の下に個々の調査情報をぶら下げるようなデータベースを作成することも考慮する必要がある。ただ、そうすると入力すべきデータは膨大なものとなるし、検索方式についても工夫が必要となろう。

分散データベース 分散データベースは実現可能であろうか。遺跡データベースは、その第一次資料を所有している市町村や都道府県の教育委員会が作成することが理想的である。調査機関が持っている情報が最も詳しくて正確であるはずだからである。そして、各機関が構築したデータベースを自動的に検索してくれるような仕組みがあればよい。このような仕組みは構築可能であろうか。

ひとつには、各地のデータベースに必要な事項が格納されていなくてはならないし、また、それらが検索可能となっていないとではない。項目ごとに表記の仕方がどうであるのかが公開されていないと、アクセスするための手順を決めることができないからである。各データベースはそれぞれの開発経緯があるので、同じソフトを使うとか同じ項目だてにするとといったことは、実際上はほとんど不可能である。

しかし、情報を交換するための仕組みを標準化することは可能である。遺跡情報交換標準というものを策定して、それに準拠したデータの配信を行えば、自前のシステムに大きな変更や負担を課することなくデータの交換ができると考える。ただ、実際にそのための作業を行うとなるとかなりの手間が必要となる。また、市町村レベ

ルですべて調査機関が同等のことを行うのも難しいであろう。

集中データベース 都道府県単位、あるいは国として情報の集約を行うのであれば、内容の更新の仕組みが必要である。まず、ソフト面を考えても、集約を行う単位ごとには、書式などが統一されていないと、実際の入力・更新の手間がたいへんである。どこが取りまとめをするにしても、どの機関にある情報が最新のものであるのかを正しく把握しておかなくてはならない。

データ更新 たとえ都道府県レベルであっても集中型のデータベースを構築するにはデータ更新のタイミングと頻度を考慮しなくてはならない。高頻度で更新するためにはどうしてもオンライン更新が必要となって、セキュリティが問題となる。頻度が低いと新鮮な情報を公開できないことになってしまう。

情報のモザイク現象 実際に入手可能な情報源からデータベースを構築する以上、地域的あるいは時代的といった情報の疎密が発生することは避けられない。入力の偏りをなくしたり、正確さを増すように努力することは当然であるが、データベース内の情報の偏りについて、正確に把握し、それに関する情報を公開することが大切である。

標準化 標準の提示は強制ではなく、ひとつの記述方式について責任の所在を明らかにすることである。遺跡情報標準の研究はまだ創成期である。まず、遺跡情報交換標準の中でも、遺跡位置情報交換標準を提示して遺跡GISの広域化を図ることが、研究レベルのみならず、行政サービスとしても必要となってきている。統一の書式で記述された遺跡位置情報であれば、ユーザ側が同一の手順で入手し、自らのシステムで活用できるから、分析や申請などにおいて、個別の対応をしなくてすむようになるからである。

奈文研版遺跡データベースの位置づけ 奈良文化財研究所が整備を進めているデータベースは、その情報源の制約から位置情報の精度は25000分の1程度である。これよりも大縮尺のものを奈文研が直接整備することは、無駄が多い。そのかわりに、自らの持つその他のデータベースと合わせて活用できるように、文字データの整備をさらに進めていく必要がある。 (森本 晋)